

議事要旨(2) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、審議事項(2)-1に基づき、特別目的会社の連結上の取扱いに関する短期的な対応についてのディスカッション・ポイントの説明がなされた。平成22年7月6日の第205回企業会計基準委員会において、「「SPEの取扱い」¹について、資産の譲渡者のみ適用できるものに変更する。」ことに関する意思確認が行われたことを受け、本委員会では、次回の委員会での公開草案の公表議決に向けて文案の検討を行うことが説明された。

その後、小賀坂主席研究員より、適用時期を含め、文案の内容に関する詳細な説明がなされた。説明後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、改正の経緯について、SPEの取扱いを修正すること、また、その場合でも一部のみの修正に留めることについて、適用の状況や設定趣旨だけでなく、理論的な根拠を十分に記述すべきであるとの意見があった。また、この修正では、資産の譲渡者であれば出資者を兼ねていてもSPEの取扱いが適用されることとなるが、その合理性は何かといった確認がなされた。これに対して、事務局からは、検討過程では「SPEの取扱い」を、SPEの出資者には適用しないとする案もあったが、この取扱いに関連する規定や設定当初の趣旨からすれば、譲渡者が出資者を兼ねている場合まで排除するものではないと考えたとの説明がなされた。
- また、別の委員からは、文案の中で理論的な背景を追加することに加え、コンバージェンスとの関係から、なぜこのタイミングでこの改正を行わなければならないかという理由も記述すべきであるとの意見があった。事務局からは、文案の中で可能な限り盛り込む方向で検討するとの説明がなされた。
- さらに、別の委員からは、上記に加え、適用時期について意見があった。適用時期については、案1では財務諸表本体と注記で情報が泣き別れとなる恐れがあり、関連する企業の準備期間が必要であることも考慮すれば、適用時期を一律平成24年からとする案2に賛成であり、早期に対応したい企業には、早期適用を認めれば十分であるとの意見があった。
- ある委員からは、ノンリコース債務の表示について、なぜSPEだけこのような強制的な手当てを行うか疑問であり、貸借対照表上でこのような表示となることは唐突感があり、国際的な他の基準における開示はどうなっているかとの質問があった。事務局からは、本規定の趣旨は、そのような債務を他の債務とは分けて表示したいというニーズがあることに配慮したものであるとの説明がなされた。

以上

¹「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。